

選挙のルール②～寄付禁止～

ルールを守つてきれいな選挙

都留市明るい選挙推進協議会

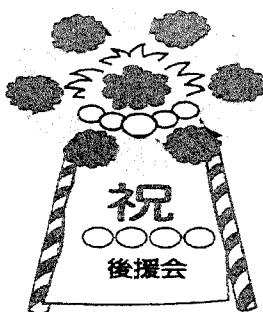
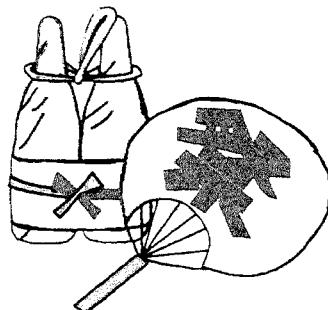
④ 政治家の寄付禁止

政治家（候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者）は、選挙区内にある者に対して寄付をすると処罰されます。



③ 政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止

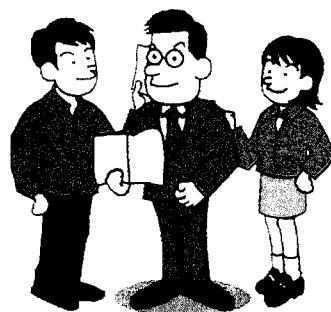
有権者が、威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄付を求めると処罰されます。



政治家の寄付は禁止 有権者の寄付要求も禁止

⑤ 公民権の停止

1、2、3および5によって処罰されると、公民権停止の対象となります。



問合先 選挙管理委員会

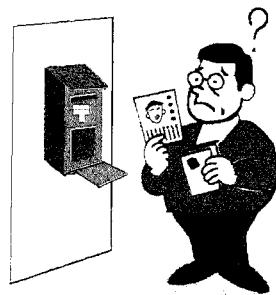
⑥ あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援会が、選挙区内にある者に対して、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。



⑦ 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して年賀状等のあいさつ状（答札のための自筆によるものは除く）を出すことが禁じられています。



☆相談を通して知り得た個人に関する秘密は堅く守られます。

☆相談は、保健所職員により随時行っています。

問合先 保健指導課

問合・申込
保健所保健指導課

または、各市町村の保健婦さんへ

毎週第4水曜日午後1時30分～
発達相談の結果、発達に関する訓練指導をする児について、ことばの相談員、保健婦等による訓練指導。

小児科、整形外科の各医師による診察、心理技術者、ことばの相談員、保健婦、栄養士等による日常生活に関する相談指導。

毎週第4水曜日 午後1時から☆すくすく教室(発達訓練)
訓練指導をする児について、ことばの相談員、理学療法士、保健婦等による訓練指導。

看護婦等の再就業相談を行っています
あなたの資格
もつ一度活かしませんか

あなたの資格

ご承知のように、県内では深刻な看護婦不足を来しています。高齢者や病いに苦しむ人々の看護がますます必要とされています。何らかの理由で現在就業していない保健婦(士)、助産婦、看護婦(士)、准看護婦(士)、の免許所有者で、

* 看護の仕事に、戻りたいと考えている方
* 相談場所を探している方

などの再就業を促進するために、保健所に相談窓口を設け、ナースセンターへの登録のすすめや再教育機会の紹介等をします。

これまで、保健所で行っていました特別乳児健康相談・母と子のふれあい教室にかわって、新たに「乳幼児すこやかトレーニング事業」がスタートしました。



これまで、トレーニングを始めました

大月保健所

大月市大月町花咲 1608-3
☎ (0557) 824-2244